

災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、新庄市地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、新庄市（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当つて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定するところのものであり、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）のことをいう。

（所要の手続き）

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たつては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる、この場合において、甲は後に後記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があった時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては防災担当課とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

（建設能力の報告）

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し隨時報告を求めることがある。

（会員名簿の提供）

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎

年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は甲に報告するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

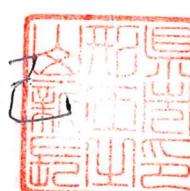
この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和4年7月11日

甲：山形県新庄市沖の町10番37号

新庄市長

山尾順



乙：北海道千歳市泉沢1007番池168
一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事

佐々木信博

